



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

上 越 信 用 金 庫

「ユースエール認定企業」の認定について

この度、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」として、当金庫が認定されました。(新潟県内 4 件目)

これからも若者の採用・育成に積極的に取り組むと共に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、生き活きと働くことができる職場を目指してまいります。

記

「ユースエール認定企業」認定基準

1	学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること						
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること						
3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">右の要件をすべて満たしていること</td> <td>・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること</td> </tr> <tr> <td>・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下</td> </tr> <tr> <td>・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が1人もいないこと</td> </tr> <tr> <td>・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 70%以上又は年間取得日数が平均 10 日以上</td> </tr> <tr> <td>・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上</td> </tr> </table>	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が1人もいないこと	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 70%以上又は年間取得日数が平均 10 日以上	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上
右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること						
	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下						
	・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、月平均の法定時間外労働 60 時間以上の正社員が1人もいないこと						
	・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 70%以上又は年間取得日数が平均 10 日以上						
	・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上						
4	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">右の青少年雇用情報について公表していること</td> <td>・直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数</td> </tr> <tr> <td>・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容</td> </tr> <tr> <td>・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合</td> </tr> </table>	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容	・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合		
右の青少年雇用情報について公表していること	・直近 3 事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数						
	・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容						
	・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合						
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと						
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと						
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと						
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと						
9	暴力団関係事業主でないこと						
10	風俗営業等関係事業主でないこと						
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと						
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと						

以 上